インドネシア特定技能外国人に係る手続の流れについて 〇インドネシアから新たに受け入れる場合(インドネシアの職業紹介事業者(P3MI)を利用する場合) インドネシア政府の海外労働者管理サービスシステム 駐日インドネシア大使館 (SISKOP2MI) インドネシア政府が管理 票等の 受領 (4)確認済求人 ③ 求 ⑭移住労働者証 提票等 **BOLOKOPOM** ⑪ID番号の発行 Ö インドネシアの E 職業紹介事業者 ②職業紹介に係る提携契約の締結 (P3MI) 日本の職業紹介事業者(※1) P M Iへ登録 Ⅰ)の発行 手続支援 ⑤採用 提介① 携に 関係る紹 ※2 インドネシア側によれば、締結された雇用契約 書は、駐日インドネシア大使館に提出する必 要があるとのことです。 申請人 ⑥雇用契約の締結(※2) 帰国した技能実習2号又は3号を 日本の特定 良好に修了した者 技能所属機関 (受入機関) 試験に合格した者 9在留資格認定証明書の送付 ⑫査証申請 ①査証発給 証明書交付申請⑦在留資格認定 ID番号の写し 証明書交付 窓在留資格認定 を提出 15出 在インドネシア日本国 大使館 総領事館 ※1 職業安定法に基づく職業紹介事業者については、 次の厚生労働省URLを御参照ください。 地方出入国在留管理局 https://www.mhlw.go.jp/content/0020190401.pdf 特定技能外国人として入国